

## 御意見の概要と御意見に対するデジタル庁の考え方

「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則の一部を改正する庁令案」について、令和6年8月30日から同年9月30日までご意見の募集を行ったところ、10件の御意見を頂きました。

いただいた御意見の概要及びそれに対するデジタル庁の考え方について、以下の通りまとめました。なお、とりまとめの都合上、内容により適宜集約させていただいております。

また、今回の御意見募集の対象とならない内容であったこと等から取り上げていない御意見についても、今後の職務の参考とさせていただきます。

貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げます。

御意見の概要に対するデジタル庁の考え方においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律	口座登録法
公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則	口座登録法施行規則

御意見の概要	御意見の概要に対するデジタル庁の考え方
<p>政府の情報管理が信頼できないので反対する</p>	<p>マイナンバーは、その利用範囲は法令又は条例で定められた行政事務に限定するとともに、行政機関等の保有する個人情報については一元管理をせず、各行政機関等で分散管理し、情報連携の際にも機関ごとに異なる符号を利用するなど、個人情報がいわば芋づる式に抜き出せない仕組みとすることなど、個人情報保護に十分配慮した仕組みとしています。</p>
<p>健康保険証を含めて、写真の無い身分証明書による身分証明は、他人の証明書であっても利用できてしまうので、公官庁や銀行、携帯の契約などで使用できないように法規制してほしい。また、口座の開設や携帯の契約は、ICチップの読み取りによる認証を義務化してほしい。</p>	<p>本人確認書類については、写真の貼付の有無等といった証明力の違いに応じて本人確認の方法に差異を設けております。</p> <p>なお、ご指摘の公官庁、銀行（口座の開設）、携帯の契約、医療サービスにおける本人確認の在り方については、今回の意見公募手続の対象外でもあり、御意見として承らせていただきます。</p>
<p>その他の改正に記載のある顔写真付きでない古い証明書は、例えば「本人が死亡した後に第三者が本人になりすまし医療サービス等を受け続ける」ような行為に繋がる恐れがあるように思います。例えばそれら古い証明書については時限措置とし、一年後には顔写真付きでマイナンバーカードと同程度のセキュリティやトレーサビリティを備えた新しい身分証を義務化するべきではないでしょうか。</p>	
<p>保険証の電子化も反対でした。通帳についても、番号化はどうかと。なんでも、一本化するのには便利なようで、逆にわからなくなります。</p>	<p>御意見として承ります。なお、公金受取口座登録制度は、国民の任意で、1人1口座、給付金等の受取のための口座として、国（デジタル庁）に登録していただく制度です。口座登録が義務付けられるものではありません。</p>
<p>断固反対です。こうやって国民が大反対するマイナカードを押し進め、日本政府の目的は、『マイナカードと国民の預金口座の紐づけ』じゃないですか。</p>	
<p>改正法の一部施行等の際、現に交付されている健康保険証等について、一定期間は引き続き本人確認書類として用いることができる旨の経過措置が設けられるとのことですが、経過措置ではなく、恒久措置としてください。簡単に省令レベルで経過措置を止められては困りますので。</p>	<p>健康保険証等の規則上の本人確認書類からの削除は、改正法の一部施行等により健康保険証等が廃止されることに伴う規定の整備として行うものです。また、資格確認書については、改正前の健康保険証等と同様に顔写真のない本人確認書類として用いることができることとしているほか、附則において改正法の一部施行等の際現に交付されている健康保険証等について、犯収法施行規則と同様、一定期間は引き続き本人確認書類として用いることができる旨の経過措置を設けております。</p>

<p>外国人についての、写真証明は必要かと思いません。</p>	<p>本件は在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書について、一部の書類には顔写真が表示されないところ、かかる書類を顔写真のない本人確認書類と整理するものです。</p>
<p>在留カードや特別永住者証明書まで写真なし書類として整理するとはどういうことでしょうか？写真なしでも、本人確認書類として単独で有効とするのか、それとも他の書類とセットじゃないと本人確認書類として機能しないのか。単独で有効とすると、なりすましが簡単にできてしまいそうです。その防止策はどうなっているのでしょうか？いずれにしても、本案件に反対します。</p>	<p>顔写真のある本人確認書類については当該書類のみを提示するだけで本人確認できますが、顔写真のない本人確認書類については、当該書類のみを提示するだけでは本人確認できず、本人確認書類を補完する書類の提示も受けるなどの二次的な確認措置が必要となります。</p>
<p>本件では犯収法の経過措置に合わせる形での本人確認書類規定の見直しが行われているものと理解しております。本法と犯収法で本人確認書類が異なるというのは実務に影響を来す可能性があるのでは是非ご対応いただきたいです。その上で、運転経歴証明書についても同様の対応をとるべきではないでしょうか。つまり運転経歴証明書については平成24年4月1日以降に交付されたものとすべきではないでしょうか。それより前に交付された運転経歴証明書は裏面の備考欄がなく、氏名、住所の変更事項の記載が可能ではなく、本人確認書類として取り扱うべきではないと考えます。</p>	<p>運転経歴証明書については、「交付年月日が平成二十四年四月一日以降のものに限る。」と規定しております。</p>
<p>精神障害者保健福祉手帳については地方公共団体による扱いがいい加減であるので、あまり高い価値を置かないべきと考える。 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者も他の身分証明書を使用する事は可能であるので、これは各種制度においての身分証明書としての扱いを廃止した方が良いのではないかと考える。</p>	<p>公的機関により発行された書類であり、被証明者の本人特定事項の記載があることから、引き続き本人確認書類として扱います。</p>